

承認第12号

令和2年度東浦町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を
求めることについて

令和2年度東浦町の一般会計補正予算（第9号）については、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年11月26日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

令和 2 年 10 月 30 日

東浦町長 神 谷 明 彦

令和2年度東浦町一般会計補正予算（第9号）

令和2年度東浦町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,267,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,056,072	16,200	1,072,272
	2 県補助金	368,389	16,200	384,589
歳入合計		21,251,101	16,200	21,267,301

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,084,134	16,200	6,100,334
	1 社会福祉費	3,079,068	16,200	3,095,268
歳出合計		21,251,101	16,200	21,267,301

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	6,084,134	16,200	6,100,334
歳出合計	21,251,101	16,200	21,267,301

2 歳 入

第16款 県支出金
第2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費県補助金	196,824	16,200	213,024
計	368,389	16,200	384,589

3 歳 出

第3款 民生費
第1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 老人福祉費	752,565	16,200	768,765	16,200	0	0	0
計	3,079,068	16,200	3,095,268	16,200	0	0	0

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 補助金	16,200	愛知県介護施設等整備事業費補助金	16,200

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	16,200	010101 高齢者福祉一般事業費 18. 負担金、補助及び交付金 補助金 介護施設等整備事業費補助金	(ふくし課) 16,200 16,200 16,200 16,200

